

第3節 生産現場を支える多様な農業人材や主体の活躍

地域農業を維持し、持続可能なものとしていくためには、担い手の育成・確保の取組と併せて、地域の話合いを基に、農業を副業的に営む経営体等を始め、多様な農業人材や主体の活躍を促進することも重要です。

本節では、家族経営協定の締結や外国人材の受入れ等の生産現場を支える多様な農業人材や主体の活躍に向けた取組等について紹介します。

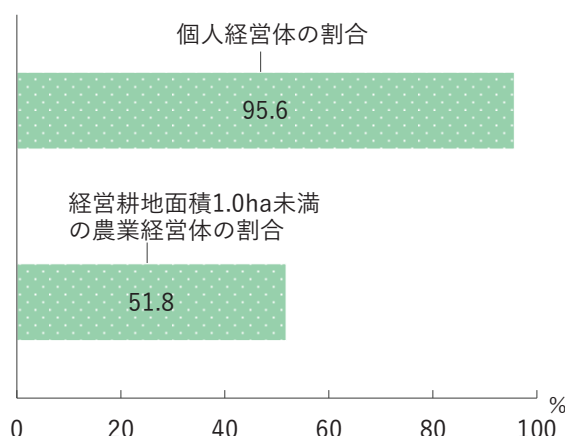
(1) 多様な農業人材の育成・確保

(農業経営体に占める経営耕地面積1.0ha未満の割合は約5割)

令和5(2023)年の農業経営体に占める個人経営体の割合は95.6%、経営耕地面積1.0ha未満の農業経営体の割合は51.8%となっており、中小・家族経営等の経営体が農業経営体の大きな割合を占めています(図表3-3-1)。

また、生産現場では農業を副業的に営む経営体を始め、多様な農業人材が産地単位で連携・協働して、農業生産や共同販売を行っており、農林水産省では、地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態に鑑み、生産基盤の強化に取り組むこととしています。

図表3-3-1 農業経営体に占める個人経営体等の割合



資料：農林水産省「令和5年農業構造動態調査結果」を基に作成

注：1) 令和5(2023)年2月1日時点の数値

2) 標本調査により把握した推定値

(多様な農業人材の育成・確保が重要)

農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農業を副業的に営む経営体等の多様な農業人材が一定の役割を果たしていることも踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う取組を進めることを通じて、地域において持続的に農業生産が行われるようにすることが必要です。

また、農村地域や農業に人材を呼び込み、地域や農業を発展させていく上では、性別や年齢、障害、国籍、価値観等にかかわらず、あらゆる人材が自分らしく働き活躍できる環境を整備していくことも重要です。

このような中、全国生産現場では、女性農業者や高齢農業者、障害者等の多様な人材を確保し、それぞれの持つ能力を活かす取組が広がっています。農業・農村分野において多様な人材の参画・活躍がますます重要となる中で、今後も引き続きその推進を図ってい

くことが求められています。

農林水産省では、地域の実情に応じた生産体制の強化を支援するとともに、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に資する地域共同での農地・水路等の保全活動の推進、多様な農業人材から成る集落営農の活性化等の取組を支援しています。

(コラム) 多様な人材が各々のライフスタイルに応じて関わる「91農業」を提唱

全国農業協同組合連合会(以下「JA全農」という。)では、人手不足に悩む生産現場を支援し、その地域に人が集まることを目指し、多様な人材が各々のライフスタイルに合わせて農業に関われるよう「91農業」を提唱しています。

労働力人口の減少、農業就業者の高齢化・減少に伴う農業労働力不足が大きな問題となる中、JA全農では労働力支援の取組を推進しています。生産現場の労働力確保を支援するため、全国を6ブロックに分けてブロック別の協議会を設けるとともに、全国段階の協議会を立ち上げ、各々の活動情報を共有しながら、取組の拡大を進めています。

また、農業に興味・関心のある人材や多種多様な人材を受け入れる取組を推進するため、各県域段階で企業との連携を進めるとともに、全国段階では、令和3(2021)年4月に株式会社JTBと連携協定を締結し、農作業請負による取組の展開や、農福連携の推進も含めた「多様な人材の活用」を図っています。

さらに、JA全農では、人手不足に悩む生産現場を支援し、その地域に人が集まることを目指し、農業へのハードルを下げて農業参加を訴求すること等を目的として、「あなたのライフスタイルに農的生活を1割取り入れませんか？」をコンセプトとする新たなライフスタイル「91農業」を提唱し、PR活動等を行っています。具体的には、休日に副業で働く「9本業1農業」や子育ての合間に働く「9育児1農業」、旅行の合間に農業に関わる「9旅行1農業」といったライフスタイルに合わせた様々な農業への関わり方を提案しています。

JA全農では、今後とも農業に関心のある人々を農業現場とマッチングすることで、農業分野や地域社会への効果を生み出し、地方創生・地域活性化の実現を目指すこととしています。



91農業のロゴマーク

資料：全国農業協同組合連合会



さくらんぼ収穫に励む
91農業参加者

資料：全国農業協同組合連合会

(家族経営協定の締結数は6万戸に増加)

家族経営協定は、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

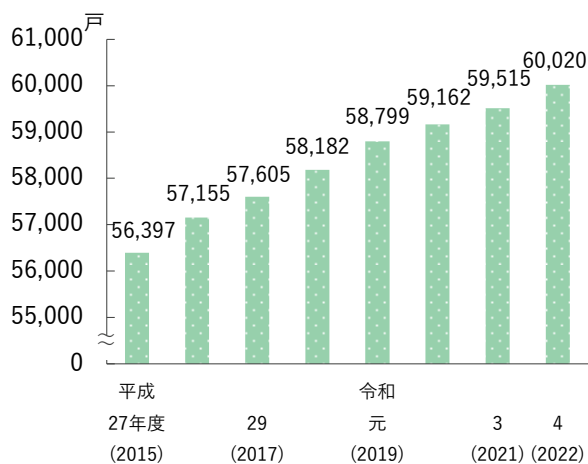
家族経営協定の締結数については増加傾向で推移しており、令和4(2022)年度は前年度に比べ505戸増加し6万20戸となり、令和5(2023)年の主業経営体数(19万800経営体)の約3割に相当する水準となっています(図表3-3-2)。

令和4(2022)年度に締結した協定において取り決められた内容を見ると、「労働時間・休日」が95.5%で最も多く、次いで「農業経営の方針決定」が93.7%、「農業面の役割分担」が87.7%、「労働報酬」が79.3%となっています。同協定において役割分担や就業条件等を

明確にすることにより、仕事と家事・育児を両立しやすくなるほか、各々が研修会等に気兼ねなく参加しやすくなるなどの効果があります。

農林水産省では、労働時間・休日や経営方針、役割分担について、家族間の十分な話し合いを通じて家族経営協定を締結することを普及・推進しています。

図表3-3-2 家族経営協定の締結数



資料：農林水産省作成

注：各年度末時点の数値



家族経営協定

URL : <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

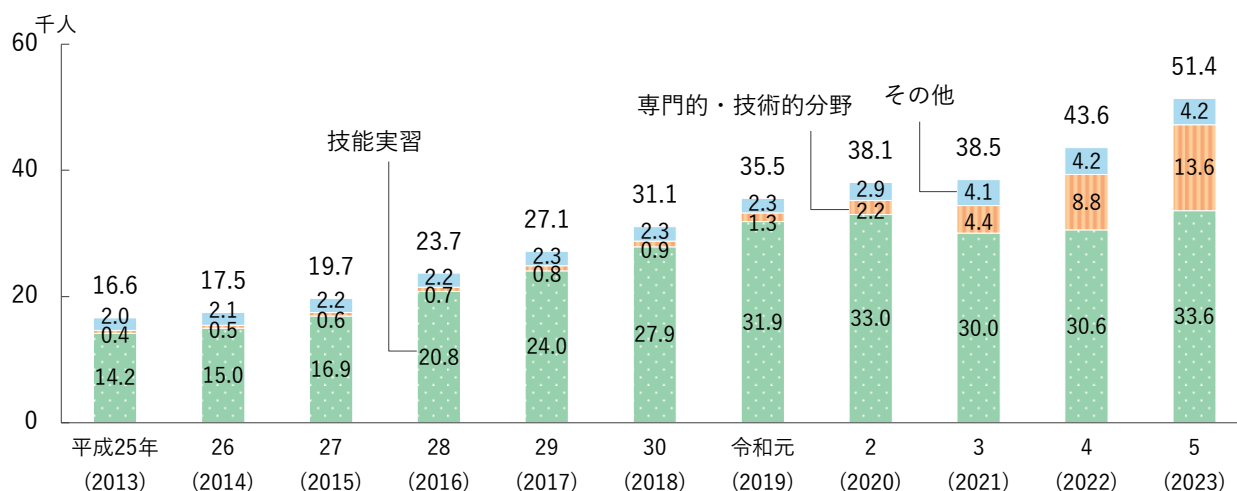
(2) 外国人材を始めとした労働力の確保

(農業分野の外国人材の総数は前年に比べ増加)

農村における高齢化・人口減少が進行する中、外国人材を含め生産現場における労働力の確保が重要となっています。

令和5(2023)年における農業分野の外国人材の総数は、特定技能制度の活用が進んだことにより、前年に比べ8千人増加し5万1千人となっています(図表3-3-3)。

図表3-3-3 農業分野における外国人材の受入状況



資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況(特別集計)を基に農林水産省作成

注：1) 各年10月末時点の数値

2) 「専門的・技術的分野」の令和元(2019)年以降の数値には、「特定技能在留外国人」の人数も含まれる。

このうち特定技能制度は、人手不足が続いている中で、外国人材の受入れのために平成31(2019)年に運用が開始された制度で、「特定技能」の在留資格で一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れており、令和6(2024)年3月末時点で受け入れる対象分野は16分野に拡大しています。また、令和5(2023)年8月からは、熟練した技能を要する特定技能2号について、農業分野も新たに対象とする運用が開始されました。

法務省の調査によると、同年12月末時点での農業分野における特定技能在留外国人数は、前年同月末に比べ7,402人増加し、23,861人となりました。

農林水産省では、農業分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や働きやすい環境の整備等を支援しています。

(事例) 特定技能制度を活用し、労働力の確保と生産拡大を推進(広島県)

広島県北広島町^{きたひろしまちょう}の弘法菜園^{こうぼうさいえん}では、特定技能制度を活用し、労働力の確保を図りながら、ほうれんそう等の生産拡大を実現しています。

同園は、ほうれんそうの周年栽培を主体とした経営を行っており、令和5(2023)年10月時点で栽培面積は露地が6ha、ハウスが1haとなっています。

同園では、経営者が従前にベトナム人と仕事をした際に、その手際の良さや誠実さを評価していたことから、事業拡大時にはベトナム人を雇用することを視野に入れていました。令和2(2020)年9月に特定技能外国人の採用を開始して以降、その数は増加しており、令和6(2024)年3月時点で、6人の特定技能外国人を雇用しています。内訳は男性2人、女性4人となっており、いずれもベトナム国籍を有しています。

農場を担当しているベトナム人は技量が極めて高く、野菜栽培において重要な役割を担っています。

また、同園で雇用している特定技能外国人は、仕事だけでなく、日本での経験を大切にする人材が多く、花見や地域の祭りといった様々な体験を積み重ねています。さらに、近隣への挨拶や地域の清掃活動に参加するなど、地域社会にも順応しています。

同園では、特定技能外国人の受入れを契機として、人手不足の克服のみならず、職場にも活気や良好な雰囲気が生まれていることから、今後とも積極的に活用していくこととしています。



特定技能制度を活用し
農場で働く外国人材

資料：弘法菜園

(技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新制度の創設を検討)

令和5(2023)年11月に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた最終報告書を踏まえ、安全、安心に暮らせる共生社会の実現や、外国人のキャリアアップ、人権侵害等の防止・是正等を図る観点から、令和6(2024)年2月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、現行の技能実習制度¹を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保と人材育成を目的とする「育成就労制度」を創設するとともに、特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続することを決定しました。これを受け、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を第213回通常国会に提出したところです。

¹ 外国人技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的とした制度

第4節 農業経営の安定化に向けた取組の推進

農業の現場では、原油価格・物価高騰等の影響も見られる中、自然災害等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るためには、収入の減少を補償する収入保険や金融面での支援等が重要となっています。

本節では、農業経営の動向、農業経営の安定化に向けた取組について紹介します。

(1) 農業経営の動向

(主業経営体1経営体当たりの農業所得は363万円)

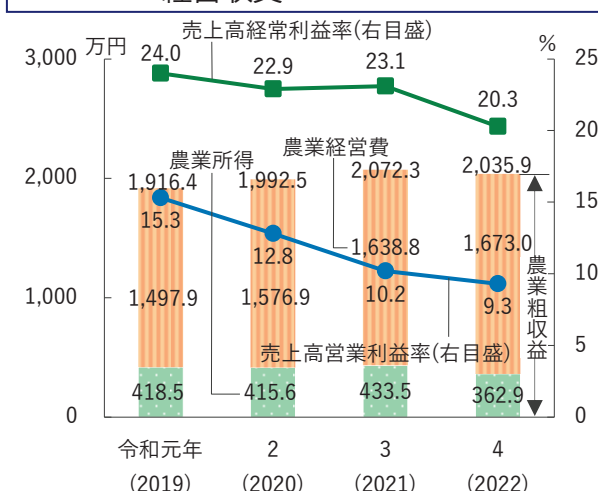
令和4(2022)年における主業経営体1経営体当たりの農業粗収益は、畜産収入が減少したこと等から、前年に比べ36万4千円減少し2,035万9千円となっています(図表3-4-1)。

また、農業経営費は、肥料費、飼料費、動力光熱費等が増加したことから、前年に比べ34万2千円増加し1,673万円となりました。この結果、農業粗収益から農業経営費を除いた農業所得は、前年に比べ70万6千円減少し362万9千円となっています。

さらに、収益性を測る指標である売上高経常利益率を見ると、主業経営体1経営体当たりの売上高経常利益率については、近年原油価格や農業生産資材価格が高騰する中、令和元(2019)年以降、低下傾向で推移しており、令和4(2022)年は前年に比べ2.8ポイント低下し20.3%となっています。

なお、産業別の売上高営業利益率を見ると、その水準等は産業ごとに異なっており、一部の産業では、農業と同様に低下傾向で推移しているものも見られています(図表3-4-2)。

図表3-4-1 主業経営体1経営体当たりの農業経営収支

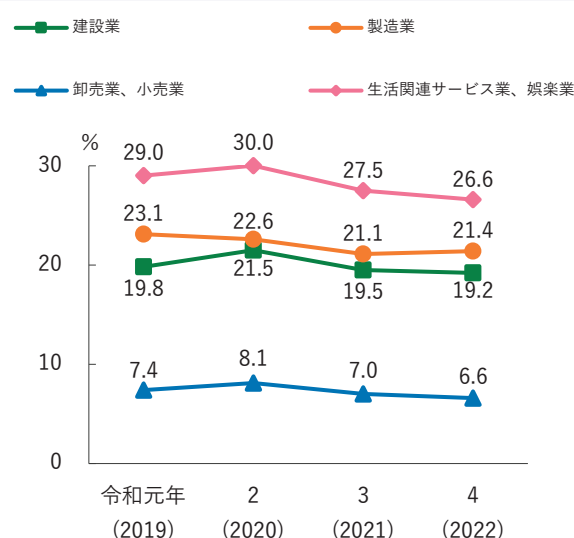


資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

注：1) 売上高経常利益率＝経常利益÷事業収入×100

2) 売上高営業利益率＝営業利益÷事業収入×100

図表3-4-2 産業別の売上高営業利益率



資料：総務省「個人企業経済調査」を基に農林水産省作成

注：個人経営の1企業当たりの売上高営業利益率

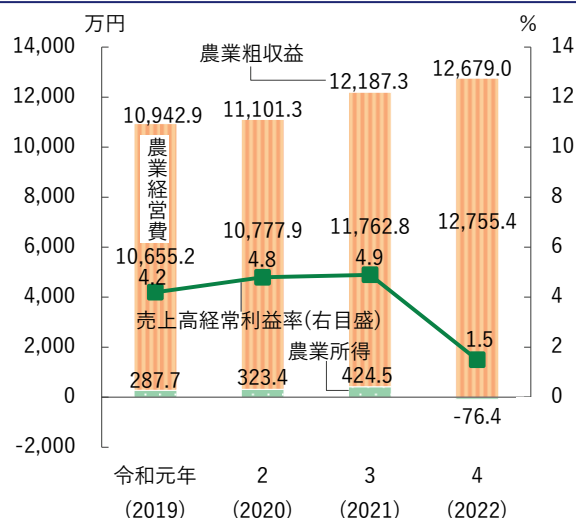
(法人経営体1経営体当たりの農業所得は76万円の赤字)

令和4(2022)年における法人経営体1経営体当たりの農業粗収益は、作物収入が増加したこと等から、前年に比べ491万7千円増加し1億2,679万円となっています(図表3-4-3)。

また、農業経営費は、飼料費、動力光熱費が増加したこと等から、前年に比べ992万6千円増加し1億2,755万4千円となりました。この結果、農業所得は前年に比べ500万9千円減少し76万4千円の赤字となっています。

さらに、法人経営体1経営体当たりの売上高経常利益率については、令和4(2022)年は前年に比べ3.4ポイント低下し1.5%となっています。

図表3-4-3 法人経営体1経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

注：売上高経常利益率＝経常利益÷事業収入×100

(フォーカス) おおむね横ばい傾向にある農業生産性の一層の向上が重要

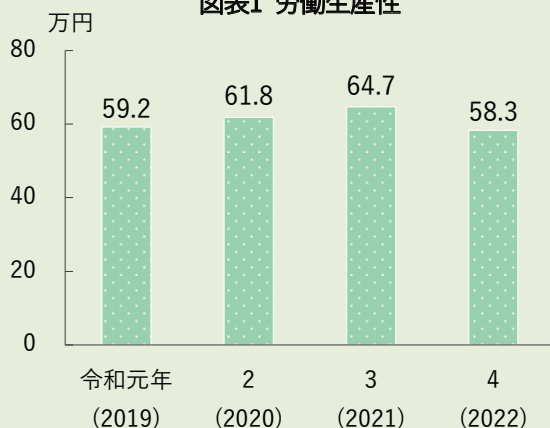
生産性とは、生産を行うための労働や資本等に対して得られる産出物の割合を意味しています。生産性を測る指標としては、労働生産性や土地生産性があります。

このうち労働生産性は、投入した労働量からどれくらいの価値が生み出されたかを表す指標です。農業従事者1人当たりの労働生産性については、令和4(2022)年は前年に比べ6万4千円減少し58万3千円となっています(図表1)。

一方、土地生産性は、単位面積当たりでどれくらいの価値が生み出されたかを表す指標です。経営耕地面積10a当たりの土地生産性については、令和4(2022)年は前年に比べ7千円減少し6万9千円となっています(図表2)。

今後10～20年先を見ると、基幹的農業従事者の減少が避けられない状況の中で、農業生産を維持・拡大していくためには、おおむね横ばい傾向にある農業生産性の一層の向上を図ることが重要となります。そのためには、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業を始めとした農業生産性改善のための設備投資や、国内外の新規需要の開拓等を更に推進していくことが重要となっています。

図表1 労働生産性

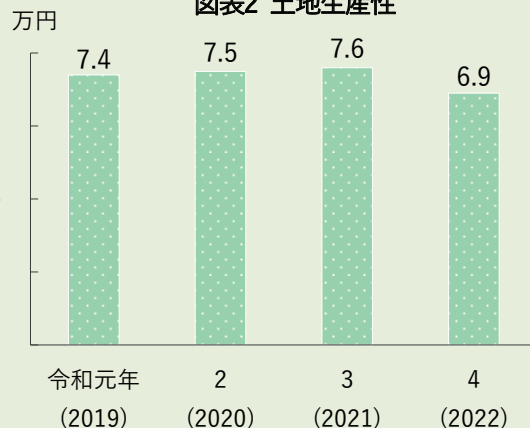


資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

注：1) 全農業経営体の1経営体当たりの数値

2) 労働生産性は、農業従事者1人当たりの農業付加価値額

図表2 土地生産性



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

注：1) 全農業経営体の1経営体当たりの数値

2) 土地生産性は、経営耕地面積10a当たりの農業付加価値額

(2) 経営所得安定対策の着実な実施

(経営所得安定対策の加入申請件数は、前年度に比べ減少)

経営所得安定対策は、農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための畑作物の直接支払交付金(以下「ゲタ対策」という。)や農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(以下「ナラシ対策」という。)を交付するものです。

令和5(2023)年度におけるゲタ対策については、加入申請件数は前年度に比べ631件減少し4万521件となった一方、作付計画面積は前年度に比べ3千ha増加し52万9千haとなりました(図表3-4-4)。

また、ナラシ対策については、収入保険への移行のほか、継続加入者についても作付転換や高齢化に伴う規模縮小等により、加入申請件数は前年度に比べ5,654件減少し5万4,161件、申請面積は前年度に比べ3万9千ha減少し59万6千haとなっています。

図表3-4-4 経営所得安定対策の加入申請状況

		令和元年度 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)
ゲタ対策	加入申請件数(件)	43,307	42,185	41,592	41,152	40,521
	作付計画面積(ha)	494,405	500,328	510,459	525,464	528,712
ナラシ対策	加入申請件数(件)	88,209	78,038	68,213	59,815	54,161
	申請面積(ha)	882,505	828,352	718,328	634,938	595,667

資料：農林水産省作成

注：ナラシ対策は、各年産の数値

(3) 収入保険の普及促進・利用拡大

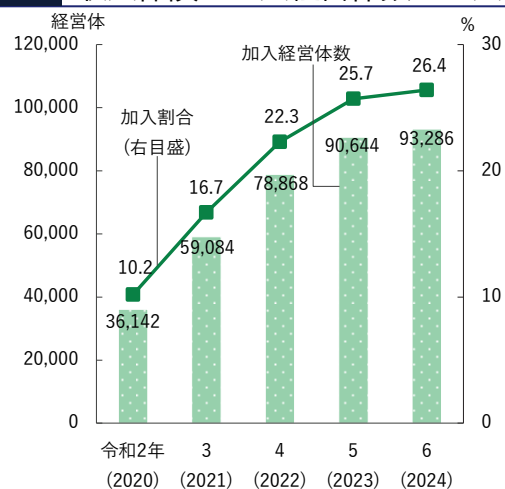
(収入保険の加入者は着実に拡大)

収入保険は、農業者の自由な経営判断に基づき収益性の高い作物の導入や新たな販路の開拓にチャレンジする取組等に対する総合的なセーフティネットであり、品目の枠にとらわれず、自然災害だけでなく価格低下等の様々なりリスクによる収入の減少を補償しています。

令和5(2023)年の加入経営体数は、農業者の関心が高まったこと等を背景に、前年に比べ1万1,776経営体増加し9万644経営体となりました(図表3-4-5)。これは青色申告を行っている農業経営体数(35万3千経営体)の25.7%に当たります。さらに、令和6(2024)年の加入実績は、同年1月末時点で9万3,286経営体となっています。

品目別に見ると、同年1月末時点の加

図表3-4-5 収入保険の加入経営体数と加入割合



資料：農林水産省作成

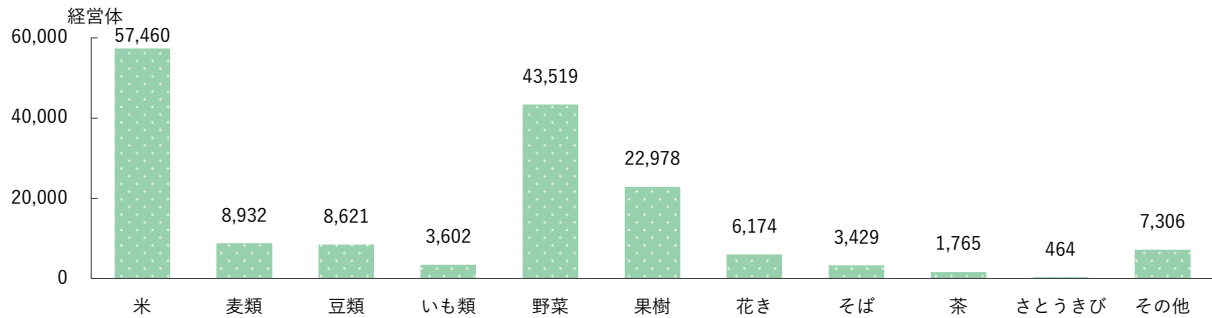
注：1) 令和6(2024)年の加入経営体数は、同年1月末時点の件数

2) 加入割合は「2020年農林業センサス」における青色申告を行っている農業経営体数(35万3千経営体(正規の簿記と簡易な記帳の合計))に対する割合

入経営体数は、米が5万7,460経営体で最も多く、次いで野菜、果樹の順となっています(図表3-4-6)。

自然災害による損害を補償する農業共済と合わせた農業保険全体で見た場合、令和4(2022)年産における水稻の作付面積の81%、麦の作付面積の96%、大豆の作付面積の85%が加入していることになります。

図表3-4-6 収入保険の品目別加入経営体数



資料：農林水産省作成

注：令和6(2024)年1月末時点の品目ごとの延べ経営体数

また、令和4(2022)年12月に、農業保険法の施行後4年を迎えた収入保険の今後の取組方針を決定したことを踏まえ、令和5(2023)年度において、(1)甚大な気象災害による影響を緩和する特例、(2)青色申告1年分のみでの加入、(3)保険方式のみで9割まで補償する新たな補償タイプの創設について、令和6(2024)年に保険期間が始まる収入保険の加入者から実施できるよう措置したところです。



農業経営の収入保険

URL : <https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/>

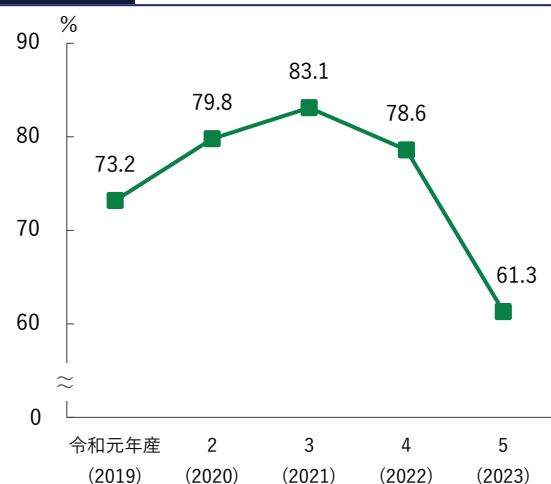
(高温等の影響による一等米比率の減少に対し、高温耐性品種の転換等を推進)

令和5(2023)年産米の農産物検査における水稻うるち玄米の一等米比率は、北陸や東北の日本海側において白未熟粒が発生したこと等により、令和5(2023)年12月末時点で61.3%と、例年に比べ低い水準となりました(図表3-4-7)。

高温等の影響による農産物の収量や収入の減少に対しては、農業共済や収入保険によって対応しています。また、水稻共済においては、高温障害の影響が広範に見られる場合に、その影響を加味した損害評価を行う特例があり、令和5(2023)年産について新潟県農業共済組合に適用しました。

一方、農業保険に未加入の農業者も見られることから、農業保険への加入促進に加え、高温環境に適応した栽培体系への転換に向け

図表3-4-7 水稻うるち玄米の一等米比率



資料：農林水産省作成

注：1) 令和4(2022)年産以前の各年産は、最終確定値である翌年10月末時点における数値

2) 令和5(2023)年産は、当年12月末時点における数値

て、地域の実情や品目に応じた高温耐性品種や栽培技術の導入等の実証や機械導入を支援しています。

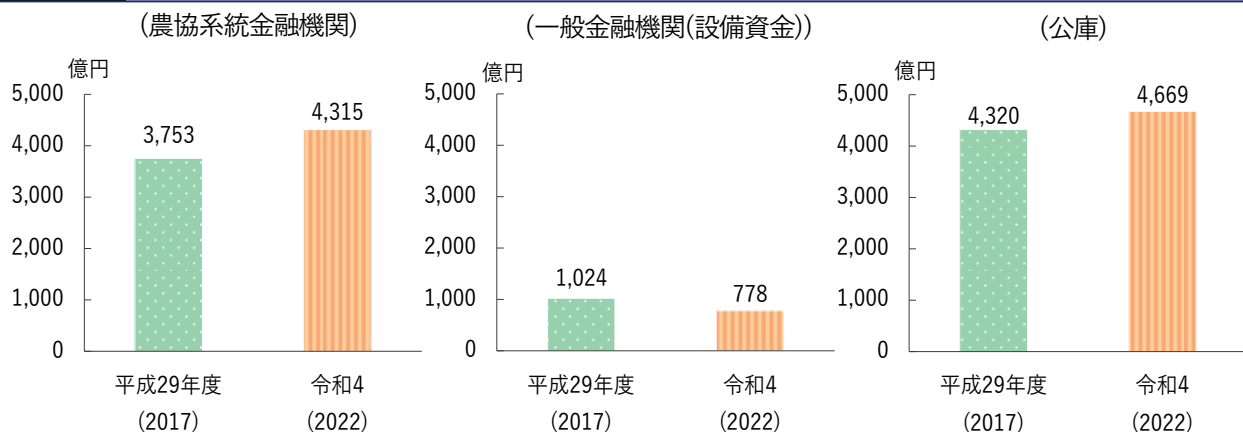
(4) 農業金融・税制

(農業向けの新規貸付額は、農協系統金融機関や公庫では増加傾向)

農業向けの融資においては、農協系統金融機関(信用事業を行う農協及び信用農業協同組合連合会並びに農林中央金庫)、地方銀行等の一般金融機関が短期の運転資金や中期の設備資金を中心に、公庫がこれらを補完する形で長期・大型の設備資金を中心に、農業者への資金供給の役割を担っています。農業向けの新規貸付額については、平成29(2017)年度と令和4(2022)年度を比較すると、農協系統金融機関や公庫では増加しています(図表3-4-8)。

農林水産省では、物価高騰等の影響を受けた農業者等が円滑な資金の融通を受けられるよう、金融支援対策を講じています。

図表3-4-8 農業向けの新規貸付額



資料：日本銀行「貸出先別貸出金」、農林中央金庫「バリューレポート2023」、株式会社日本政策金融公庫資料を基に農林水産省作成

注：1) 一般金融機関(設備資金)は国内銀行(3勘定合算)と信用金庫の農業・林業向けの新規設備資金の合計

2) 農協系統金融機関は、新規貸付額のうち長期の貸付けのみを計上したもの

(ESGに配慮した農林水産業・食品産業向けの投融資を推進)

持続可能な経済社会づくりに向けた動きが急速に拡大する中、長期的な視点を持ちESG¹の非財務的要素にも配慮することで社会課題の解決と成長の同期を目指す金融の在り方が注目されています。また、地域金融の領域では、地域の基幹産業である農林水産業・食品産業を対象とした取組の更なる進展が期待されています。

農林水産省では、令和6(2024)年3月に、地域金融機関によるESGの要素を考慮した事業性評価に基づく投融資・本業支援を推進するため、「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融モデル事例集」、「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイダンス(第3版)」を公表しました。

¹ 特集第2節を参照

(事例) 高校等に研究費用を助成し、アグリビジネスの活性化をサポート(岐阜県)

岐阜県大垣市におおがきしに本店を置く地方銀行である株式会社大垣共立銀行は、アグリビジネスを支援する専用窓口を設置し、農業者への融資に加え、補助金等に関する情報提供、ビジネスマッチング等の支援を行っています。また、アグリビジネスファンドによる出資支援や独自ブランドによる農産品の販売支援等を通じ、同行グループ全体で農業分野に注力し、事業者に寄り添った支援を行っています。

このような中、OKBの愛称で知られる同行では、平成26(2014)年3月に「OKBアグリビジネス助成金」制度を創設し、岐阜県、愛知県、三重県及び滋賀県の4県を対象として、アグリビジネスの成長・発展を継続的に支援してきました。同制度の下で、将来のアグリビジネスの担い手による特徴的なアイデアが幾つも具体化しており、地域農業の活性化を支える一つの契機となっています。

第10回目となる令和5(2023)年度は、同年8月に、SDGs推進等の観点から、9件(高校部門で8件、大学部門で1件)の受賞が決定し、地球に優しい鶏卵開発への挑戦等の研究課題が採択されました。

同行では、今後とも、同制度の活用・普及等を通じてアグリビジネスの活性化をサポートするとともに、地域と一体となってSDGs達成に向けた取組を強化していくこととしています。



アグリビジネス助成金の贈呈式

資料：株式会社大垣共立銀行



研究課題に挑戦する高校生

資料：株式会社大垣共立銀行

(農業者等向けにインボイス制度への相談対応を実施)

令和5(2023)年10月から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始され、事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)の交付を受け、保存しておくことが必要となりました。

一方で、農業者等が、卸売市場や協同組合等に一定の委託をして小売業者等に販売する場合には、当該小売業者等は、卸売市場や協同組合等が発行する書類に基づいて仕入税額控除の適用を受けることができるなどの特例が設けられています。

卸売市場や協同組合等以外に出荷している農業者等においては、取引先からインボイスを求められる場合もあるため、取引形態に応じた適切な対応の考え方が分かる資料を作成して公表するなどの対応を行ってきたところです。

農林水産省では、インボイス制度の円滑な定着に向け、引き続き農業者等を対象とする説明会や専用ダイヤルによる相談対応、広報資料の作成・公表等を行い、制度の周知等に努めるとともに、関係省庁とも連携して農業者等に寄り添ったきめ細やかな対応を行っていくこととしています。

第5節

担い手への農地集積・集約化と農地の確保

農業者の減少・高齢化等の課題に直面している我が国の農業においては、荒廃農地¹の拡大が更に加速し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。このような中、食料安全保障の強化や農業の成長産業化を進めていくためには、生産基盤である農地が持続性をもって最大限利用されるよう取組を進めていく必要があります。

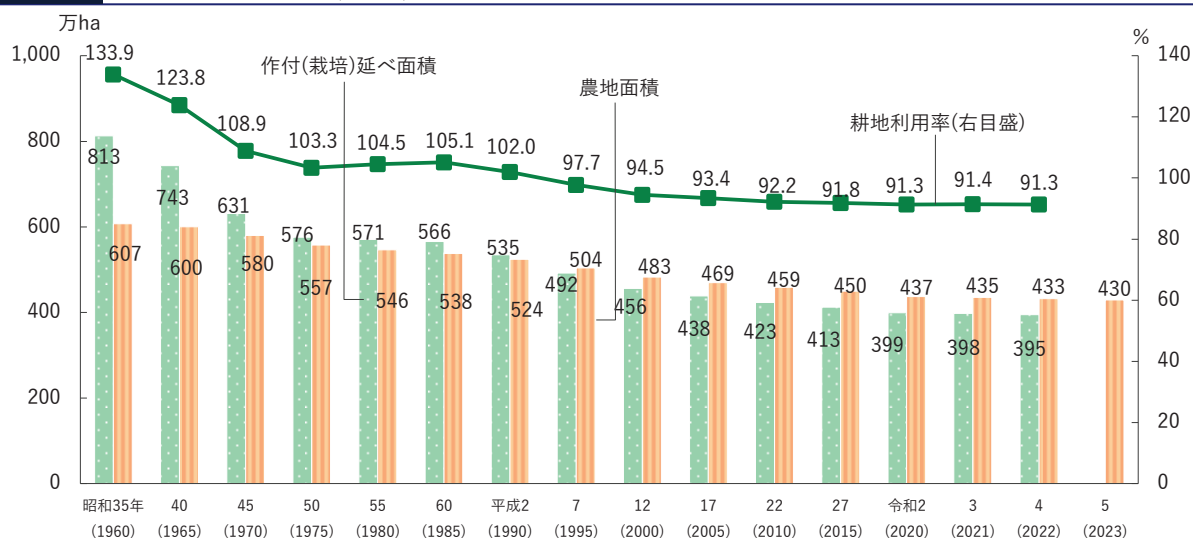
本節では、農地面積の動向や担い手への農地の集積・集約化の取組、地域計画²の策定に向けた取組等について紹介します。

(1) 農地の動向

(農地面積は減少傾向で推移)

令和5(2023)年の農地面積³は、荒廃農地からの再生等による増加があったものの、耕地の荒廃や転用等による減少を受け、前年に比べ2万8千ha減少し430万haとなりました(図表3-5-1)。作付(栽培)延べ面積も減少傾向が続いている中、令和4(2022)年の耕地利用率は前年に比べ0.1ポイント低下し91.3%となっています。

図表3-5-1 農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 ÷ 農地面積 × 100

(所有者不明農地への対応を推進)

相続未登記農地の面積は、令和4(2022)年3月末時点で52.0万ha、このうち遊休農地⁴は2万9千haとなっています。また、相続未登記のおそれのある農地の面積は50万9千ha、この

¹ 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

² トピックス1を参照

³ 農林水産省「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値

⁴ 以下の(1)、(2)のいずれかに該当する農地をいう。

(1) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

(2) その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地((1)に掲げる農地を除く。)

うち遊休農地は2万9千haとなっています。

通常、所有者不明農地であっても、農業委員会が行う探索・公示の手続により農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)経由で担い手へ貸付けできる仕組みを措置し、担い手への農地の集積・集約化を進めています。農地バンクに貸付けを行った所有者不明農地の面積は、令和5(2023)年3月末時点で168haとなっています。

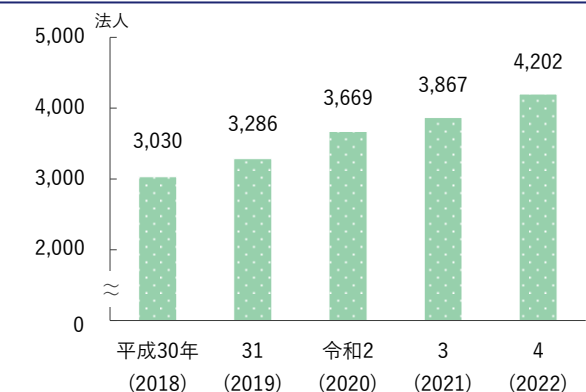
また、所有者不明土地の解消に向けて、令和3(2021)年に民法等が改正され、令和6(2024)年4月から相続登記の申請が義務化されることとなっています。

(企業の農業参入は一貫して増加傾向)

農地を借りて農業経営を行うリース法人数は、平成21(2009)年の農地法改正によりリース方式による参入を全面解禁して以降、一貫して増加傾向で推移しており、令和4(2022)年1月時点では前年に比べ335法人増加し4,202法人となりました(図表3-5-2)。また、リース法人の借入面積の合計は1万4,224ha、1法人当たりの平均面積は3.4haとなっています。

農林水産省では、農地バンクを中心としてリース方式による企業の参入を促進することとしています。

図表3-5-2 農地を借りて農業経営を行うリース法人数



資料：農林水産省作成

注：各年1月1日時点の数値

(一般法人の農地所有の特例について、構造改革特区に移行)

我が国においては、農地法上、基本的に、農地を所有できる法人は農地所有適格法人に限られており、その他の一般法人は貸借による農地の権利取得が認められています。

他方、国家戦略特区においては、一定の要件の下、農地所有適格法人以外の法人の農地の所有(法人農地取得事業)を認める農地法の特例が設けられ、その期限である令和5(2023)年8月末まで兵庫県養父市において本特例を活用した農地の権利取得が行われました。

一般法人の農地所有の特例については、令和5(2023)年9月に改正構造改革特別区域法¹が施行され、対象となる法人や地域に係る要件、区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行することとなりました。

本事業は、(1)市町村が農業者から農地を購入した上で法人に売り渡す、(2)法人が農地を不適正利用した場合には、市町村が買い戻すこと等により、農地の適正利用を担保することとしています。

(外国法人が議決権を有する日本法人等による農地取得は0.1ha)

令和4(2022)年に外国法人又は居住地が海外にある外国人と思われる者による農地取得はありませんでした²。また、外国法人又は居住地が海外にある外国人と思われる者について、これらが議決権を有する日本法人又は役員となっている日本法人による農地取得は1

¹ 正式名称は「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」

² 居住地が海外にある外国人と思われる者について、平成29(2017)年から令和4(2022)年までの累計は1者、0.1ha

社、0.1haとなっています¹。

我が国において農地を取得する際には、農地法において、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、役員の過半数が農業に常時従事する構成員であること等の要件を満たす必要があります。このため、地域とのつながりを持って農業を継続的に営めない者は農地を取得することはできず、外国人や外国法人が農地を取得することは基本的に困難であると考えられます。

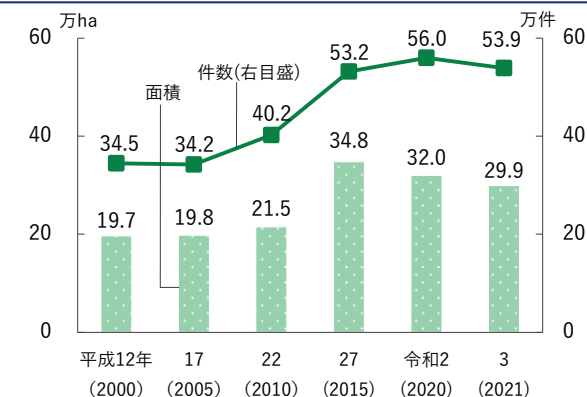
このほか、令和5(2023)年9月から、改正構造改革特別区域法に基づく農業委員会への報告事項等に法人の役員の国籍等を追加するとともに、これに合わせ、農地法においても農地所有者の国籍等を申請書の記載事項等に追加することとしました。

(2) 農地の集積・集約化の推進

(農地の総権利移動の面積は近年横ばい傾向で推移)

農地の総権利移動の面積については、近年横ばい傾向で推移しており、令和3(2021)年は前年に比べ6.7%減少し29万9千haとなりました(図表3-5-3)。また、令和3(2021)年の農地の権利移動の件数は、前年に比べ2万2千件減少し53万9千件となりました。

図表3-5-3 農地の総権利移動の面積、権利移動の件数

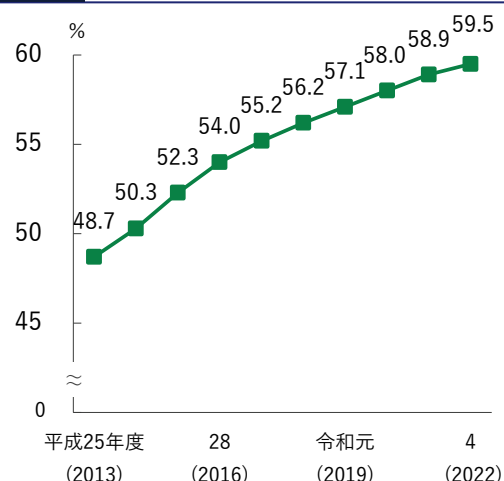


(担い手への農地集積率は前年度に比べ0.6ポイント上昇)

農地中間管理事業を創設した平成26(2014)年4月以降、担い手への農地集積率については増加傾向にあり、令和4(2022)年度は前年度に比べ0.6ポイント上昇し59.5%となりました(図表3-5-4)。

農業者の減少が進行する中、農業の生産基盤を維持する観点から、農地の引受け手となる農業経営体の役割が一層重要となっており、農地バンクの活用や基盤整備の推進により、担い手や目標地図に位置付けられた受け手への農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

図表3-5-4 担い手への農地集積率



- 注：1) 農地バンク以外によるものを含む。
 2) 各年度末時点の数値
 3) 「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指す。

¹ 平成29(2017)年から令和4(2022)年までの累計は6社、67.6ha(売渡面積5.3haを除く。)

(事例) 担い手への農地集積率が高い地区において目標地図を先行的に作成(福井県)

福井県若狭町^{わかさちょう}では、地域計画の策定に向け、担い手への農地集積率が高い地区において、目標地図を先行的に作成しています。

同町では、農業者の高齢化や担い手不足のため、不耕作地が増えることが懸念されており、農地の集積・集約化を早急に進めていくことが必要となっています。また、特産のうめの生産者が減少しており、新たな担い手の育成も急務となっています。

このため、同町では分散^{ぶんさんさくほ}錯^{さく}圃^ぼを解消し、担い手への農地の集約を図るため、離農する農地所有者等については、原則として農地バンクに貸し付け、人・農地プランに基づき、担い手に農地を集積・集約化することとしています。

令和4(2022)年3月には、担い手への農地集積率が高い^{うりゅう}瓜生地区において、目標地図の素案を先行的に作成しました。同地区での目標地図の作成に当たっては、作成の過程で農地の受け手となる担い手の意識が高まり、担い手同士の連携が高まるなどの変化が見られており、令和3(2021)年には80%台だった担い手への農地集積率が、令和5(2023)年には90%台になりました。

今後は、令和6(2024)年度までに町内7地区で地域計画を策定することとしており、10年後の目標地図の姿に向けて、数年ごとに現況地図を確認しながら、農地の集積・集約化等の取組を進めていくこととしています。



瓜生地区の目標地図の素案

資料：福井県若狭町



農業委員と認定農業者との
意見交換会

資料：福井県若狭町

(農地バンクの活用が進展)

農業現場においては、農地が分散している状況を改善し、農地を引き受けやすくしていくことが重要となっており、農地バンクにおいては、地域内に分散・錯^{さく}綜^{そう}する農地を借り受け、まとまった形で担い手へ再配分し、農地の集積・集約化を実現する農地中間管理事業を行っています。令和4(2022)年度の農地バンクの借入面積は4万5千haとなったほか、転貸面積は5万3千ha、そのうち新規集積面積は1万7千haとなっています。

農地の集積・集約化を進めることによって、(1)作業がしやすくなり、生産コストや手間を減らすことができる、(2)スマート農業等にも取り組みやすくなる、(3)遊休農地の発生防止を図れるなどの効果が期待できます。

農地バンクは、地域計画の中で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図に位置付けられた受け手に対して、農地の集積・集約化を進めていくこととしています。

農林水産省では、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受けた場合には、農業者の費用負担がない基盤整備、農地の集約化等に取り組む地域等への機構集積協力金の交付、出し手に対する固定資産税の軽減等の支援措置を講じています。

(3) 地域計画の策定の推進

(地域計画の策定に必要な取組を支援)

地域計画は、令和5(2023)年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法¹や基本要綱に基づき、これまでの人・農地プランを基礎として、市町村が農業者等との協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地を表示した地図等を明確化し、公表するものです。

農林水産省では、地域での話し合いをコーディネートする専門家の活用を始め、市町村による地域計画の策定に必要な取組や農業委員会の活動経費を支援しています。また、地域計画の策定の参考となる地域計画策定マニュアルや飼料も含めた地域計画策定のポイントの作成、地域計画の策定に向けて参考となる事例の紹介、先進的な地域とのWeb意見交換会を実施しています。



地域計画の策定に向けた先進的な地域とのWEB意見交換会

URL : https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku_ikenkoukankai.html

(令和6(2024)年度までに地域計画の策定を行う予定がある市町村は1,636)

令和6(2024)年2月に集計した全国の市町村の取組状況によると、令和5(2023)年11月時点で、令和5(2023)年度に協議の場を設置する予定がある地区は18,798(1,493市町村)、目標地図の素案を作成する予定がある地区は3,896(492市町村)、地域計画の策定・公告を行う予定がある地区は1,488(239市町村)となっています(図表3-5-5)。また、令和6(2024)年度までに地域計画の策定を行う予定がある地区は23,326(1,636市町村)となっています。

地域によって取組状況に濃淡が見られているところ、農林水産省では、令和7(2025)年3月までに各市町村で地域計画の策定が着実に進められるよう、市町村や都道府県、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、現場の取組を親身になって後押ししていくこととしています。

図表3-5-5 地域計画の策定に向けた取組状況

	令和5年度 (2023)		6 (2024)	
	地区数	市町村数	地区数	市町村数
(1)協議の場の設置	18,798	1,493	23,326	1,636
(2)出し手・受け手の意向把握	13,041	1,206		
(3)協議の実施・取りまとめ	6,053	712		
(4)目標地図の素案作成	3,896	492		
(5)地域計画の策定・公告	1,488	239		

資料：農林水産省作成

注：令和5(2023)年11月末時点での取組予定の数値

¹ トピックス1を参照